

浄化槽の法定検査を必ず受けましょう



法定検査は浄化槽を設置している人の義務

浄化槽は、適正な維持管理を行わなければ、放流水の水質悪化や悪臭の発生の原因となるため、定期的な保守点検・清掃に加えて、法定検査を必ず受けなければいけません。

法定検査の種類

- ▶ 設置検査…浄化槽を新設・変更したときの検査
- ▶ 定期検査…年1回の検査

※いずれも県知事指定検査機関から検査日の通知が届きます。

検査項目

- ▶ 清掃管理業者による清掃管理記録や契約書などの確認
- ▶ ブロアーポンプの稼動状況
- ▶ 悪臭・蚊・ハエなどの発生状況
- ▶ 消毒の実施状況 ▶ 漏水などの破損状況の有無
- ▶ 放流水の水質検査

※検査時には清掃管理記録などの書類が必要となります。

浄化槽の使用などで変更があった場合は届け出が必要です

- ▶ 浄化槽を廃止した場合
- ▶ 建物の売買や、管理者が死去された場合
- ▶ 転勤・転居などで1年以上生活しない場合、また再度使い始める場合(清掃が必要なため、保守点検・清掃契約をしている業者にご相談ください)

※届出用紙は環境衛生課、清掃管理委託業者に問い合わせるか、市のHPをご覧ください。

問環境衛生課

(本山工業団地内・☎43-9222)

問(公社)広島県環境保全センター(☎082-849-6411)、
(公社)広島県浄化槽協会(☎082-569-5540)

消費生活情報



【高齢者によくある】スマホ・パソコンからの通販トラブル

問府中市消費生活センター(☎44-9188)

所市役所南棟

時毎週月・火・木・金曜日10時～12時、13時～16時 ※祝日・年末年始は除く。

その注文、定期購入ではありませんか？

化粧品や健康食品などの定期購入トラブルの相談が増加しています。「1回だけのつもりが複数回の契約になっていた」という相談が10年ほど前から増え続け、令和4年に特定商取引法が改正され、消費者を守る申込取消のルールが強化されました。

しかし、消費者も記載された契約内容は履行する責任が生じるので、「注文確定」ボタンを押す前に、画面に表示されている契約内容を最後までしっかり確認する習慣を身に付けましょう。また「最終確認画面」のスクリーンショット(画面保存)を残しておくで安心です。

確認すべき事項

- ▶ 商品の数量・納品回数・期間
…複数回受け取りになっていないか
- ▶ 価格・支払総額
…2回目以降の別金額の表示は無いが、契約の総額は思っていたとおりの金額か ▶ 支払い時期・方法
- ▶ 商品の引渡し(発送)時期
- ▶ 申し込みの解約、解除に関する説明
…解約、返品できるかの説明はあるか
- ▶ 期間限定商品などの場合は申込期限